

南九州市公民館条例施行規則及び南九州市知覧農業者トレーニングセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月12日

南九州市長 塗木 弘幸

南九州市規則第14号

南九州市公民館条例施行規則及び南九州市知覧農業者トレーニングセンター条例施行規則の一部を改正する規則

(南九州市公民館条例施行規則の一部改正)

第1条 南九州市公民館条例施行規則(令和2年南九州市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条」を「第16条」に改める。

第4条中「第6条」を「第7条」に改める。

第5条第1項中「第9条」を「第10条」に改める。

第8条中「第11条」を「第12条」に改める。

(南九州市知覧農業者トレーニングセンター条例施行規則の一部改正)

第2条 南九州市知覧農業者トレーニングセンター条例施行規則(平成19年南九州市規則第164号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「南九州市(松山地域)知覧農業者トレーニングセンター」を「南九州市知覧農業者トレーニングセンター」に改める。

第4号様式中

「

冷 暖 房	小研修室(和室) (ストーブを含む。)	1時間	220	時間	
-------------	------------------------	-----	-----	----	--

を

「

冷 暖 房	大研修室	1時間	1,100	時間	
	小研修室(和室) (ストーブを含む。)	1時間	220	時間	

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。